

みんな元気に! 十和田市民応援券

中小店専用券

(500円×6枚)

3,000円分



大型店以外の
中小取扱店のみ

共通券

(500円×4枚)

2,000円分



大型店を含む
全取扱店で利用できる

合計5,000円分

「みんな元気に! 十和田市民応援券」は
大型店以外の中小取扱店のみでご利用できる**中小店専用券6枚**と
大型店を含む全取扱店でご利用できる**共通券4枚**です。

取扱加盟店各店舗で利用期間内に限りご利用いただけます。

利用期間

令和4年10月8日(土)～令和5年1月31日(火)

問合せ

応援券事業について

十和田市農林商工部商工観光課 TEL.0176-51-6773

取扱加盟店・応援券利用について

十和田商工会議所 TEL.0176-24-1111

詳しくはホームページ
をご覧ください



<https://www.towada.or.jp/ouen2022/>

みんな元気に！十和田市民応援券について

「みんな元気に！十和田市民応援券」は、
取扱加盟店各店舗で利用期間内に限りご利用いただけます。

利用期間 令和4年10月8日(土)～令和5年1月31日(火)

※利用期間を過ぎた応援券は利用できません。期間内にご利用ください。

本券の利用対象にならないもの

- ①商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券（図書カード）、金券等の換金性の高いもの
- ②たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨取扱加盟店が独自で利用対象外と定めた商品
- ⑩その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

その他留意事項

- ①応援券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②応援券による購入後は返品はできません。
- ③応援券は現金化することはできません。
- ④額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
- ⑤応援券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。
- ⑥応援券が破損・汚損した場合、4/5以上の面積が確認できるものは利用できます。但し、極端に汚損しているものは利用できない場合があります。